

第 8 章

多国籍企業の倫理

はじめに

1990年代以降の経済を表現するキーワードとして「グローバリゼーション」が挙げられる。グローバリゼーション、グローバリズムを巡っては賛否両論あるが、これを無批判に賞賛したり、完全に否定したりすることは建設的態度とは言えない。例えば、グローバリゼーションの推進力の1つとなってきたのが多国籍企業と呼ばれる経済主体であり、その活動内容、範囲、影響はますます広範なものになってきているが、その評価もまた分かれている。一方で、多国籍企業は「成長のエンジン」と見なされ、多くの国がその誘致にしのぎを削るようになってきているが、他方で、少なからざる多国籍企業がアンチ・グローバリズム運動の標的として多様な批判を受けてもいる。¹⁾ どちらか一方に組むのではなく、現実の影響を診ながら、その問題点や課題を検討することが肝要であろう。それ故、本章の課題である「多国籍企業の倫理」を検討することは有意義な試みと言えよう。

ところで、多国籍企業の倫理を問う場合には2つの主張があるが、このことを認識し、両者を区別することが必要である。第1の主張は、多国籍企業が意識的、無意識的に本国と受入国で引き起こす諸問題を取り上げ、これを批判するものである。例えば、軍事政権やクーデターの支持、環境破壊、児童労働の使用、大規模かつ長期的に影響の残るような工場災害、移転価格による税金逃れなど、場合によっては、違法行為、脱法行為となるようなものに対する批判である。²⁾ その意味で、この主張は「最低限の義務」を求めるものである。そ

れに対して、第2の主張は、「最低限の義務」以上の行為を求めることに関連している。受入国で求められている以上の労働条件の提供、環境保護の推進、積極的技術移転といったものがこれに含まれる。この主張は、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility, CSR）という形で注目を集め、ある種のブームめいたものともなっている。³⁾ 別言すれば、第1がコンプライアンスの徹底であるのに対し、第2のものはコンプライアンス「+アルファ」ということになる。本書では主に後者を取り上げ、多国籍企業が良識的に倫理の実践を追求しようとも、そこには解決すべき課題が多くあることを示していく。

本章では、以下のようにして論を展開していく。まずその理論も含めて多国籍企業とは如何なるものであるのか、ということを紹介する。そして、企業の倫理について、何故それが求められるのか、その追求は企業の利害と如何なる補完緊張関係をもつのか、という一般的な問題について答えた上で、多国籍であるが故に伴う企業の倫理がどのような特殊性、特徴を持つものであるのかを検討していく。さらに、そのような（多国籍）企業の倫理追求を迫る一つの動きとしてのCSRと、それに対応した企業側からのCSR報告書の公表という大きな流れがあるが、この意義と課題を見ていく。

1. 多国籍企業の実態

(1) 多国籍企業とはなにか

多国籍企業とは、「二か国以上にわたって事業、または、付加価値活動を管理する企業」(Jones, 2005, p.5)のことを指し、国内のみにおいて事業活動を行う企業からは区別される。より具体的には、国外で生産、研究開発（Research and Development, R&D）、販売、地域統括などを行う子会社を保有するような企業が多国籍企業となる。そして、このような企業の国際的な展開は、主に直接投資（foreign direct investment, FDI）を通じて行われるが、それはまた、新規投資、国際的合併事業、そして、買収・合併（mergers & acquisitions, M&A）といった方法が取られる。⁴⁾ 企業が多国籍化することの理由、意義につ

いては、次節で論ずることにするが、その前に、まず世界経済における具体的な多国籍企業の実態について、各種の統計を引きながら確認しておこう。⁵⁾

入手可能なデータによれば、2004年時点で国外に工場や販売拠点を有する多国籍企業は、世界全体で約7万社、その子会社総数は70万社近くにのぼる(表8-1)。国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development, UNCTAD)が毎年発表している『世界投資報告書、2005年版』(UNCTAD, 2005)による在外資産で見た世界100大多国籍企業のランキングの中には、ゼネラル・エレクトリック(米)、ヴォーダフォン(英)、トヨタ自動車(日)といった我々に馴染み深い名前が多く見られる。そして、日系多国籍企業は、約4000社で、その在外子会社数は2万社を上回る。『東洋経済』は、在外子会社数によるランキングを毎年報告しているが、2005年のトップ5は、1位から順に、松下電器産業、ホンダ、ソニー、トヨタ自動車、東芝となっている。必ずしもこれらのランキングの上位には入っていないような企業による海外進出のニュース、また、あまり聞いたことのない外資系企業の日本への参入についての報道に接することもあるかもしれない。多国籍企業と大仰に言っても、ごくごく普通の、我々の周囲に存在する企業のほとんどを含むような印象を持つかもしれない。しかし、例えば、日本国内にある企業・事業所数と比較すれば、多国籍企業に分類される企業がごく一握りのものであることは、表8-1から容易に見て取れる。すなわち、日本国内の株式会社数は世界全体の多国籍企業数はおろか、その子会社総数よりも多いのである。その意味で、多国籍企業とは比較的少数の限られた企業であることがわかる。

表8-1 世界と日本の多国籍企業(2004年)

	親会社数	子会社数
世界	69,727	690,391
日系	4,149	20,618
日本国内企業・事業所数*	693,683	1,507,245

*：株式会社のみ

出所：UNCTAD、東洋経済、総務省統計局

(2) FDIの動向

絶対数で言えば、必ずしも多くない多国籍企業は、それではどのように事業を展開してきているのであろうか？多国籍企業による国際的事業展開の最も一般的な指標の1つであるFDIを多面的に眺めながら、この問いに答えていくことにしよう。為替相場、物価、景気、そして、統計上の諸要因の影響はあるものの、世界全体のFDIは、急速に増加してきている（図8-1）。それは、1990年代以降より顕著な動向となっており、UNCTADによれば、2004年の対外FDIは7,300億ドルと報告されている。この数字は、確かに2000年ピーク時の1.2兆ドルから比べると小さくなっているが、それでも、例えば、1995年の数字と比べれば2倍以上を記録している。このようなFDIの伸張を受けて、FDI残高も大幅な増加を見せており、1990年に1.8兆ドル弱であった世界全体の対外FDI残高も、2000年には6兆ドルを超え、2004年には9.8兆ドルとなっている。

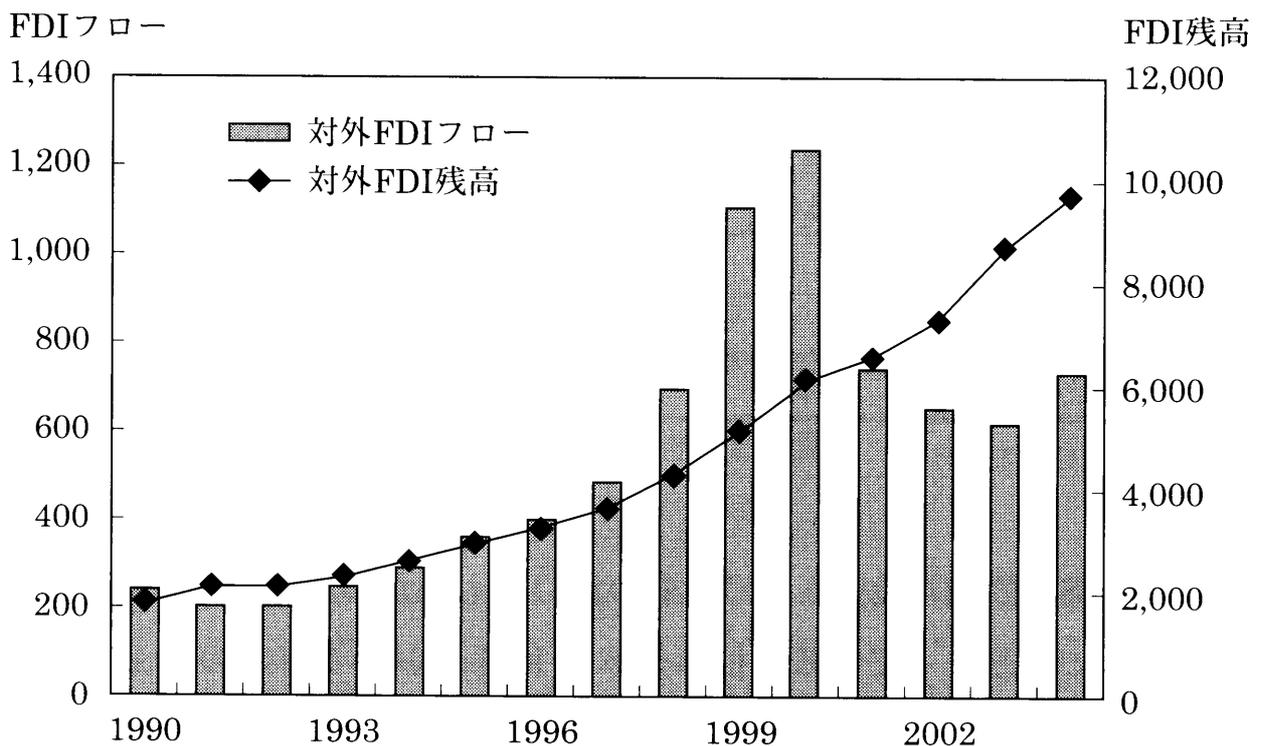


図8-1 対外FDIフローと残高（10億\$）
（出所）UNCTAD資料より作成

急速にその金額を伸ばしてきている世界の FDI は、その地理的分布や産業構成を見るならば、一定の偏りを見て取ることができる。まず地理的分布からみれば、対外 FDI は先進国が 87.3% と圧倒的なシェアを占めている（表 8-2）。さらに、途上国グループの中で過半を成すアジアにおいても、シンガポール、香港、台湾、韓国といった、一人当たり GDP で見ればすでに先進国水準、もしくは、それに近い水準にある国々が対外 FDI を先導している。他方、FDI の受け入れ面から見れば、先のような偏りは若干是正され、先進国対途上国のシェアは、58.6% 対 36.0% と幾分途上国のシェアが高くなっている。しかし、このような数字は、多国籍企業が低賃金労働力や緩やかな環境、その他の基準、規制に引き寄せられて途上国に向かうという一般的イメージとは異なる。多国籍企業はむしろ先進国間相互投資を行っているという色合いが強いことを示唆する。⁶⁾

表 8-2 対内外 FDI フローと残高の地域構成（2004 年）

	FDI フロー		FDI 残高	
	対内	対外	対内	対外
先進国	58.6%	87.3%	72.7%	88.5%
途上国	36.0%	11.4%	25.0%	10.6%
日本	1.2%	4.2%	1.1%	3.8%
世界	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
金額（10 億ドル）	648.1	730.3	8,895.3	9,732.2

出所：UNCTAD

FDI が先進国間相互投資という色彩が濃いにもかかわらず、日本の地位は未だ低いものにとどまっている。世界全体の FDI における日本のシェアは、対外 FDI では 4.2%、対内 FDI では 1.2% に過ぎないのであり、これは世界の GDP に占める日本のシェアが 10% 近くであることからするなら、きわめて驚くべき数字である。日本で企業の倫理なり、CSR が語られるとき、それがしばしば国内問題として取り上げられる傾向にあることは、このような客観的事実を反映してのものであろう。例えば、静岡経済研究所（2006）による静岡

県内企業へのCSRに関するアンケート調査によれば、CSRへの取組みにおいて海外進出、途上国関連の項目を挙げている企業は、ほとんどの項目において2～3%でしかない。

次に、FDIの産業構成を見てみよう（表8-3）。この面から見えてくる最大の特徴は、一次産業や製造業ではなく、サービス業が大きな割合を占めていることである。2001～03年の先進国における対内FDIフローに占めるサービスの比重は、70%を越える水準に達しているのに対して、製造業のそれは20%を割り込むまでになっている。これは、1989～91年に各々54.8%、33.7%であったことからするなら、サービス業シフトがひとつの傾向にあることを示している。そして、このようなサービス業シフトは、程度差はあれども、途上国についても言えるところである。⁷⁾ 1989～91年に、サービス業は途上国が受け入れたFDIの3分の1程度であり、製造業のシェア、46.1%よりも10%ポイント以上低かった。しかしそれが今日では逆転現象を見せており、サービス業、製造業の割合は、それぞれ53.6%、35.7%となっている。このようなFDIのサービス業シフトは、経済そのもののサービス化と並んで、世界各国におけるサービス業の規制緩和、民営化が、その背景として挙げられよう。ここから、先の地理的分布を見た際に指摘したように、多国籍企業が低賃金労働を求めて世界中に工場を展開、移設しているというイメージとは異なる実態が確認できる。

表8-3 対内FDIフローの産業構成（上段：2001～03年、下段：1989～1991年）

	一次産業	製造業	サービス業	その他	総計
先進国	6.9%	19.5%	71.3%	2.3%	100.0%
	6.3%	33.8%	54.8%	5.0%	100.0%
途上国	7.6%	35.7%	53.6%	3.1%	100.0%
	10.2%	46.1%	32.8%	11.0%	100.0%
南東欧・CIS	29.6%	18.7%	44.7%	7.1%	100.0%
	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
世界	7.4%	23.9%	66.0%	2.6%	100.0%
	7.1%	36.2%	50.5%	6.2%	100.0%

出所：UNCTAD

(3) FDIの意義

次に、多国籍企業が及ぼす影響について見ていくことにしよう。多国籍企業が実行するFDIは、資本の国際的移動を意味するが、これは商品の国際的移動とは異なって2つの意味を有する(Ando, 2007)。第1は、まず何よりも資本が、土地、労働力と並ぶ生産要素の1つであり、しかもFDIは当該企業が持つ技術的・経営的能力、すなわち、無形資産の移転を伴うものである点に起因する意義である。これは、当該受入国にとって成長に必要な資本や技術をFDIがもたらすことを意味する。UNCTADによれば、世界全体の対内FDI残高は、世界のGDPの2割程の水準であり、途上国ではそのGDPの4分の1を超えている(表8-4)。また、対内FDIフローが粗固定資本形成に占める比率は、世界全体では7.5%、途上国ではさらにこの比率が10.5%にも達している。その意味で、先進国、途上国を問わず、FDIは自国の経済の先行きを考える上で、見過ごすことのできないものであると言える。日本は、この面でも、唯一の主たる例外と言えるかもしれない。すなわち、対内FDI残高は対GDP比率で2.1%、2005年の対内FDIフローは粗固定資本形成の0.7%にしか過ぎないのである。

表8-4 対内外FDIフローの相対的意義(2005年)

	FDI残高対GDP比率		FDIフロー対GFCF*比率	
	対内	対外	対内	対外
世界	21.7%	24.0%	7.5%	8.7%
先進国	20.5%	27.3%	6.1%	10.3%
途上国	26.4%	12.7%	10.5%	4.2%
日本	2.1%	7.9%	0.7%	2.8%

*: gross fixed capital formation、粗固定資本形成

出所: UNCTAD

他方で、資本は単なる貨幣ではない。FDIは有形・無形資産の国際的移転を意味すると同時に、将来の(特別)利潤に対する獲得請求権を多国籍企業に与えるものでもある。この面での統計の整備は十分進んでいるとはいえない

状況にあるが、G7にオランダ、スイスをあわせた9か国によるFDI投資収益は、2004年に5,000億ドルを超えている（図8-2）。しかもこの数字は、先に見たように、1990年代以降のFDIの伸びに並行して、急速に増加してきている。確かに国際収支の統計上の整備が進んできたという側面はあるにせよ、1990年前後にはこの数字が、1,000億ドル程度であったことからするなら、これが著しい伸びであることは多言を要しまい。

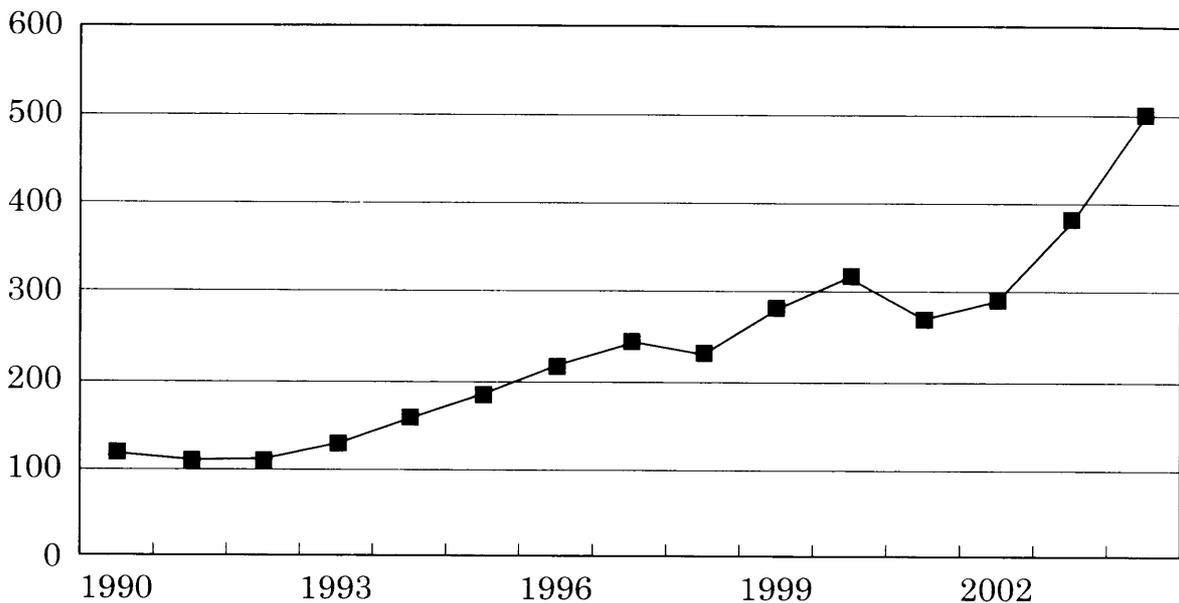


図8-2 G7+2のFDI収益（10億\$）
（出所）UNCTAD資料より作成

（4）多国籍企業の倫理にとっての意味

さて、ここまで客観的な事実として多国籍企業の実態を簡単に見てきたが、ここで確認できたことは、多国籍企業の倫理を考察する際に、いかなる示唆を与えるものであろうか？ まず第1に、多国籍企業は少数の企業ではあるが、非常に巨大な組織であるということが挙げられる。第2に、一般的な印象に沿うように、それは先進国の企業が過半を占めている。第3に、しかしながら、受入国で見ると必ずしも低賃金の途上国ばかりというよりは、むしろ先進国がその過半を占めている。第4に、多国籍企業によるFDIは、一次産業や製造業よりも、ますますサービス業の比重を高めている。第5に、多国籍企業はある程度「成長のエンジン」として作用している側面がある。と同時に、最後に指摘すべきことは、外国で上げた投資収益の取得という面でますます大きな

意味をもつようになってきている。このような事実確認からは、以下のようなことが言えよう。すなわち、多国籍企業の倫理問題として、しばしば途上国における低賃金労働・児童労働問題や環境問題が指摘されてきているが（林、2006）、これは多国籍企業の実態からするならば、問題を無意識のうちに大きく限定していることになる。先進国間での相互投資やサービス業への投資は、必ずしも低賃金や環境問題への否定的な影響をもたらすわけではなかろう。むしろ、より広く多国籍企業の倫理を問うていくことが重要である。

2. 多国籍企業の理論

先述のような実態を有する多国籍企業であるが、その倫理について論じる前に、本節では、以下の二つの問いに答えていく。第1に、いかなる条件に基づいて多国籍企業はFDIを実行するのであろうか？ 第2に、国内に留まらず多国籍となること自体を通じて、いかなる利益がもたらされるのであろうか？⁸⁾

先に見たような強大な多国籍企業がFDIを実行することは、ごく自然なことのように思われるかもしれない。企業が利潤の追求、最大化を目的とした組織である以上、国内投資より大きな利潤が見込まれると判断すれば外国への（直接）投資を躊躇する理由はないということになる。しかし同時に、投資を行い、しかもより高い利潤を獲得するためには、越えなければならないハードルがあることも忘れてはならない。言語や法律、労働・事業慣行から生活習慣に至るまで、本国と異なることは当たり前である。原燃料や部品などの中間財、機械やその修理点検サービスを供給するサプライヤー、日常の業務を側面支援する銀行、輸送業、その他事業サービスといった支援企業は、本国以上のものを期待するよりは、せいぜい同程度、もしくは、それ以下ということのほが多い。つまり、多国籍企業は外国で本国以上に不利な条件に直面することを前提としてFDIの決定をしなければならないわけであるが、そうした障害を乗り越えるものは何なのか、という問いが発せられるのである。この問いに対して国際ビジネス研究において最も一般的に受け入れられている説明が、ダニング（Dunning, J. H.）の提唱するOILパラダイムである（Dunning,

1988, 1992)。ダニングは、企業がFDIを実行し、成功するには、所有優位性、内部化優位性、立地優位性の3つの優位性がなければならないと主張する。このOILパラダイムをさらに詳しく説明していこう。

(1) 所有優位性

まず第1の**所有優位性**とは、通常企業の競争力とも呼ばれているものに該当するものである。先述のような不利な状況下において、進出先における競争から敗退しないためには、地元企業や他の多国籍企業に勝るとも劣らない当該企業固有の競争力が不可欠である（ハイマー、1979；キンドルバーガー、1972）。そのような競争力には多様なものがありうる。現地、本国、第三国で十分な市場を確保できるような品質・価格で財、サービスを生産する技術力、FDIを実行しうるだけの資金力等は、その代表的な例である。当該多国籍企業が固有に有している優位性ということから、ダニングはこれを**所有優位性**（Ownership Advantage、O優位性）と呼んだ。

O優位性の具体的内容は、当該企業が事業活動を展開する競争条件、産業特性、市場特性によって多種多様なものとなる。最先端の技術知識が必要とされるような産業、例えば、情報技術産業や製薬産業においては、特許で保護されるような高度な発明、発見を継続的に行いうる研究開発力が重要である。多種多様な部品を組み立てる産業、例えば、自動車、電機・電子機器産業では、多くの熟練労働者を使いこなすための労務管理や不具合の無い部品を迅速、低廉、正確に調達するためのサプライヤー管理能力が必要となる。個人消費者の嗜好によって売れ行きが大きく左右されるような消費財産業、特に、高級ブランド品のような産業においては、商標権、著作権を有する財、サービスを生み出し、そうしたブランドの伝達・浸透・維持が企業業績にとって死活問題となる。さらに、外国への投資は国内投資以上にリスクが高く、特に、新規投資の場合には、子会社の設立から実際に事業が始まり、売上が生まれるまでには、一定の期間を必要とする。また、M&Aの場合でも、株式市場における相手企業の市場価値以上のプレミアムを「ノレン」として上乗せするのが通常である。新規投資の場合の先行投資分、M&Aの「ノレン」分などを賄うだけの資金力

- を有するか否かということは、当該企業の競争力を左右するものである。もちろん、ここに挙げたすべてをもつ必要は無いが、いずれかが無ければいかなる国際的事業も行い得ない。そして、これらを総称したものがO優位性である。

(2) 内部化優位性

第2の内部化優位性とは、コース (Coase, R.) が企業の存在理由を説明する際に掲げた「取引費用」概念を援用したものである (コース、1992)。新古典派経済学では、理念的に想定された完全競争市場こそが最も効率的に社会の資源配分を達成すると主張した。そのような市場はかなりの程度非現実的な前提、例えば、情報の対称性と確実性、調整コストや参入退出コスト、探査コストや契約実行監視コストがかからない、といったことが想定されている。しかし、現実には市場を十分利用するにはさまざまな費用、取引費用がかかる。例えば、先に見たO優位性に関連させてこのことを確認していこう。O優位性を構成するものには多様なものがあるとしたが、ここでは技術的知識、労務管理的知識を想定して考えてみよう。

ある財・サービスの生産方法の根幹をなす技術的知識は、特許などの知的所有権によって保護され、市場での取引が可能なものである。それは確かに現実社会で市場取引が成立している。しかし、その利用は必ずしも市場で他社に売るよりも、自社でこれを活用したほうがより大きな利潤をもたらす場合もある。さらに、中長期的視点にたつなら、そのような知識を他社に売却したために相手企業の技術力が改善され、やがては自社を脅かすようなケースもありうる。⁹⁾ 他方、労働力は労働市場で売買されているが、これを例えば日常的な事業活動で必要となる原燃料や部品のような中間投入財と同じように、毎日労働市場でその必要量を調達するということは、非常に手間隙がかかる。しかもそのような場合、労働者に当初予定していたような労働成果を達成させることすらできないこともありうる。そのため、労働力の調達、利用には中長期的視点が必要であり、その下でこそ労働者の労働意欲を高めるための労務管理や社員教育を施すことが可能となる。労働者から最大限の努力を引き出すためには、市場によらないその労働管理が必要であり、しかもそのために必要となる知識

は、特許などのように形式化されたものでないため、その売買が市場で成立するものとはならない。このようにして、市場に代わって経済的取引を内部組織において管理統制することを通じて、より効率的に資源を活用できることが企業の存在理由である、というのがコースの主張である。¹⁰⁾ つまり、形式知、暗黙知を企業の内に取り込み、内部化する (Internalise) 能力が肝要となる。企業が輸出なり、FDI などの国際的事業を展開するためには、国際事業に関連する知識を、時に国境を越えて内部化する能力が必要になる (バックレイ & カソン、1993)。もしそれが無ければ、当該企業は自社の商品を販売 (輸出) してもらうために他社、例えば、商社に貿易を委託するなり、ライセンスとしてその知識を在外企業に販売することになる。それゆえ、知識や情報に代表されるような取引コストを十全に自社内で活用しうる能力を内部化優位性 (Internalisation Advantage、I 優位性) と呼ぶ。

(3) 立地優位性

企業が O 優位性、I 優位性をもっているからといって、必ずしもそれらを FDI によって国外で活用しなければならない、という理由にはならない。場合によっては、自国で生産、輸出することも可能だからである。あえて企業が国外に自らの有形・無形の資産を移転し、当該受入国でこれを活用しようとするのは、それに伴うリスクを上回るだけの有利な諸条件、しかも、それが現地に赴かなければ得られない、という場合である (佐々木、1994 : Dunning, 1998)。

国際的な可動性が無い、もしくは、低い資源を入手したり、輸送コストが非常に高くつくような市場へのアクセス、当該国に固有な支援産業、社会資本や投資支援、低率法人税などの政策的諸要因などが、現地へと行く理由にあたる。石油や鉄鉱石などに代表される天然資源の賦存状況は、世界的に不均質であり、それゆえにその獲得を目指す企業はそれらを産出する国に出向かねばならない。アパレルや靴のような労働集約的な産業では、低賃金労働力の獲得が国際競争力を左右するが、これらは容易に国際間を移動しない。新しい技術の研究開発のために国外に研究開発施設を持つ企業は急速に増えてきているが、これなども国際移動性は低いが、質の高い労働力をより効率的に確保すること

を目指してのものである。第二次大戦後、国際貿易の自由化により関税はかなりの程度低下したが、それでもアンチ・ダンピング関税や輸出自主規制などの方策によってしばしば輸出による市場アクセスが制限されることもある。また、サービスのように生産と消費の分離が困難な場合も、輸出による国際的な事業展開は制限される。このような場合には、市場確保のためには現地に赴かなければならない。他方、道路、港湾、通信網などの社会資本の整備状況は、企業の投資決定を大きく左右する。そして、政府が提供する投資インセンティブや低率法人税などは、現地で操業しない限り享受できないものである。これらの諸条件は、当該国に立地して初めて手に入れられるものであることから、**立地優位性**（Locational Advantage、L優位性）と呼ばれる。

（４） OIL パラダイムと FDI

ダニングは、以上3つの優位性が存在するとき、企業はFDIを成功裏に選択、実行できるとするOILパラダイムを提唱したのである。そもそもO優位性が無ければ、企業は国際事業を展開することはできない。しかし、たとえO優位性を有していてもそれを国際事業に利用するだけの知識・情報を持ちえていない場合、活用能力が無い場合、当該企業はそのO優位性をライセンスを通じて国際的に利用するにとどまるであろう。そして、国際事業を実行するだけの能力、I優位性があっても、わざわざ外国に出向くだけのL優位性が無ければ、輸出を通じた国際事業の展開を図るだけである。そして、本国にとどまる限り得られないL優位性が相手国にある際に、企業はFDIを選ぶことになる。この関係をまとめたものが、表8-5である。

表8-5 OIL パラダイム

	O優位性	I優位性	L優位性
FDI	○	○	○
輸出	○	○	×
ライセンス	○	×	×

出所：Dunning (1988), p.28.

(5) 多国籍性の利益

OIL条件を満たした多国籍企業がFDIを実行し、国外に子会社網を構築することは、国内企業には無い独自の多層的・多元的組織となることを意味し、それ自身が特異な利益の源泉となる。「多国籍性」とも呼びうるその利益は、不均質な市場・生産条件が構造的特徴である世界経済で事業を展開することから得られる。

コグット (Kogut, B.) は、この多国籍性の利益として3つのものを挙げている (Kogut, 1983)。第1は、世界経済の構成単位である国民国家が各国内に提供する制度的枠組みが相互に異なっていることを利用することを通じて得られるもので、制度的裁定と呼ばれる。例えば、多くの国が現在FDI誘致のために各種の投資補助金を提供しているが、それを受ける際に多国籍企業は国内企業以上にその選択の幅は広く、また、交渉力も大きくなっている。第2は、情報の外部性と定義付けられたものであるが、これは異なる事業環境での経営から得られる情報・知識を多国籍企業内で共有することで達成される。自国と異なる労働習慣・環境において自国と同じ労務管理を行っても、労働者の勤労意欲を維持、高められないどころか、反発を買うことすらある。そのような問題に対処する過程で得られる解決法や経験は、本国や他国の子会社で活用できることもある。第3は、マーケティングや製造工程での共同生産の経済性である。これは多国籍企業が多様な条件下で、総合的に大規模な事業を営むことから生まれる規模と範囲の経済によるものである。一国を超えた広告や販売促進品、生産機械などの大量生産は平均費用を低下させ、大量調達にはサプライヤーからの割引を、そうでない場合以上に大きなものとする。さらに、2か国以上に生産が分散している場合、特定国における天災、事故、ストライキなどによる生産の中断の被害は、他の拠点による増産で補うことができる。以上の3つが、コグットの言うところの「多国籍性」の利益である。

OILの優位性を備えるとき、企業は多国籍化する。その結果として「多国籍性」の利益を享受する組織体となる。1990年代以降、その過程は急速に進み、国外で巨大な利潤をあげうようになってきた。このような特徴に起因する多国籍企業固有の倫理的課題は、いかなるものであろうか？ そしてそれを

形式化する動きとしての CSR ブームはどのような背景、課題をもつものであろうか？ 次節以降でこれらについて考えていこう。

3. 多国籍企業固有の倫理的課題

多国籍企業の倫理を考える際にまず問題となることは、多国籍企業を含む「企業の倫理」というものに関して一般的な合意が未だ十分形成されていない、ということである。企業倫理をめぐるのは、一方でフリードマンを代表とする「シェアホルダー・アプローチ」があり、他方でフリーマンが先導する「ステークホルダー・アプローチ」がある。この両者を両極として多様な考え方、議論がある。そこで、この2つのアプローチを比較紹介したうえで、多国籍企業の倫理を考えていこう。¹¹⁾

(1) 企業倫理をめぐる2つのアプローチ

後にすぐ見るような共通点をもちながらも、シェアホルダー・アプローチ、ステークホルダー・アプローチは、その内容において大きく異なっている。シェアホルダー・アプローチの代表的論者であるフリードマンは、企業の倫理なり、社会的責任というものを最も限定的に捉えている（フリードマン、2005）。彼によれば、「ビジネスの唯一の社会的責任とは、ゲームのルールを守りながら、資産を運用して利潤を増やすことを意図した活動に従事することであり、それは言いかえるとごまかしや詐欺をすることなく、開かれた自由競争に参加することである」（フリードマン、前掲書、91頁）ということになる。彼によれば、企業の経営陣が、株主の所有権に属する利潤を直接、間接に営利目的以外に使うことは、「課税」「執行」を行っていることになり、これは「代表なくして課税なし」という民主主義原則の侵害、否定ということになる。また、社会にとって善きこと・公共善は民主的政府がこれを実行し、行うべきでないこと・公序良俗の侵害の是非は法律等によって決められるべきである、ということになる。これらの問題に企業が首を突っ込むことは、株主価値の最大化という自らの専管事項からの逸脱として咎められることになる。

フリードマンの議論の根拠は、企業は株主のものであり、経営陣は株主から経営を委託された代理人である、ということにある。しかし、株主は配当の請求権を有しており、その最大化を求める権利はあるにしても、企業そのものを所有しているわけではない。個人事業主は、自らの店のものを自由に処分できるという意味で、その店を所有している。例えば、すし屋の主人は飼い猫のエサにするために店のマグロを持ち帰ることを自分で自分に許すことができる。しかし、株主は自分が株を所有している企業に出向き、その会社にある備品などを無断で持ち帰ることは許されない。つまり、株主が企業を所有しているという言い方は、一定の条件付きなのである（岩井、2003；ドーア、2006）。確かに株主は、企業にとって最も重要な利害関係者ではあるが、唯一の者というわけではない。換言すれば、企業は株主のものであるということのみを根拠に企業倫理を限定的に考えることは許されないのである。さらに、株主が単に株価の上下動からそのサヤを取り、投機的な利益を得ることのみを求めるのでなければ、半永久的に企業の存続を想定し、そのために事業を展開することについて積極的に賛成するであろう。これは、企業の長期的な利益に供する形で配当以外に利潤を分配することは、一定の範囲内で認められうる、ということの意味する。つまり、企業倫理を考える際に、シェアホルダー・アプローチは大きな限界があるということになる。

シェアホルダー・アプローチの対極にあるのが、ステークホルダー・アプローチである。企業は、株主、従業員、サプライヤー、顧客、地域社会といった権利と義務を有する利害関係者、ステークホルダーによって関係付けられている。経営陣の役割は、株主利益の最大化ではなく、時に対立もしうるステークホルダー間の利害を調整することである、とする考え方が、フリーマンによって唱えられた（フリーマン、2005）。そして、そうした利害調整の過程を通じて、自立、連帯、公正といった概念を反映する「規範の核」を構成することができ、それに基づいて企業の価値創造活動が導かれることになる。このフリーマンの議論はステークホルダー・アプローチとして知られるものである。それはまた、企業は利潤極大化のみならず、ある種の義務・権利関係を社会と結んでいるとする、「社会契約説」を根底に持つ考え方である。

シェアホルダー・アプローチとステークホルダー・アプローチは、一見すると大きく異なる考え方のように見えるが、実はそこには幾つかの共通項を見出すことも可能である。まず何よりも両者とも、企業倫理そのものを否定しているわけではなく、両者の相違はその対象、範囲の違いなのである。次に、両者とも企業倫理の担い手としての経営陣の役割を明示的に示している。企業そのものは、自らが意思決定をするわけではなく、単なる組織でしかない。ただ便宜的に「法人 (legal person)」として擬人化されているだけであり、両者の指摘はこの点を想起させてくれる。第3に、どちらのアプローチも、アメリカ合衆国のような民主主義的政府が統治する国を暗黙のうちに想定し、議論を進めている。近年企業倫理が声高に言われるようになる中で、その背景としてグローバル化の進展が指摘されるが、この点の考慮、分析は驚くほど希薄である。

(2) 課題その1——社会契約的配慮

第1節において多国籍企業の実態を見る中で、我々はそれが少数ではあるが、巨大な組織であることを確認した。このことは、「社会契約」的には、多国籍企業に受動的、能動的倫理を求めることになる (UNCTAD, 1994)。まず、多国籍企業が市場における支配的地位を占め、これを悪用する機会が与えられる可能性が指摘でき、この問題への対処としての自制的規範が要求される。一部の先進国では、支配的地位の乱用は競争政策によって禁止、制限されている。しかしながら、競争政策には、違反の立証が難しいという問題、たとえ違反が確認されたとしてもそれを抑止するだけの罰則が課せられない、という問題がある。そのような状況下で、支配的地位の乱用を意識的に自制するということは、重要な意味をもつ。もちろん、競争法において明確な規定が無い、確定していない場合に、事業戦略と支配的地位の乱用の間の線引きは、非常に難しい。パソコンのオペレーション・ソフトと他のソフトウェア (例えば、ホームページ閲覧ソフトや音声・動画再生ソフト等) との抱き合せ販売などは、この問題の難しさを表している。そして、サービス業、特に、ネットワーク型サービス業では、‘winners take all (勝者独占)’ の傾向が強いことから、そ

してFDIのサービス業シフトが認められる中、この点での配慮が一層求められよう。¹²⁾

多国籍企業の巨大さは、しかしながら、上述のような受動的、自制的な規範を求めるにとどまらない。むしろ、「高貴なる義務 (*nobless oblige*)」という言葉が指し示すような、強大であるがゆえに特別な義務を果たすよう、社会から期待される。このように述べることは、多国籍企業に対して1つの行動指針を大所高所から、哲学的に論ずかに聞こえるかもしれない。しかし、「高貴なる義務」を自らの「規範の核」とすることは、多国籍企業自身にとって3つの実践的な意義を持つ (Davies, 2003)。第1に、「高貴なる義務」を意識して倫理的に経営を進めることは、当該の多国籍企業に対するより肯定的な評価が各方面から与えられることになろう。それは中長期的な利益を期待させるものであり、ある種のマーケティング的效果からも首肯されよう。第2に、「高貴なる義務」に基づき法令遵守以上の自己規制を課す中で、未だ顕在化していない需要を掘り起こす可能性がある。倫理問題をイノベーションの文脈で再評価する時、多国籍企業は「多国籍性」を有するがゆえにより有利な立場にあらう。第3に、「高貴なる義務」の看過は、市民グループからの強力な批判となって跳ね返ってくる危険性をもつ。特に、多国籍企業はその社会的プレゼンスの大きさから、批判の矢面にたたされる傾向がある。情報化の進展によって、他国での活動すらも瞬時に伝わる現代では、そうした批判を未然に防ぐためにも、多国籍企業が積極的、能動的に「高貴なる義務」を踏まえた活動を行うことが重要なのである。

(3) 課題その2——社会の多様性

多国籍企業が強大さゆえに「高貴なる義務」に基づく倫理的経営を引き受けるにしても、それが多数の国にまたがって事業を展開していることによって、固有の課題に直面することになる。すなわち、国境を超えて活動する多国籍企業が向き合う社会は、国内企業以上に複雑かつ多元的な性格をもつものであり、その活動の舞台である世界経済では法を含むルールが一元的に設定されていない、ということである (スティグリッツ、2006)。企業倫理を最も限定的

- に規定するフリードマンですら、法令遵守は最低限の事項として認めている。しかし、世界経済を構成する国民国家は、必ずしも普遍的、標準的、均質的な単位ではない。確かに、多くの先進国では民主主義体制がとられ、当該国の社会的総意が形成される傾向はある。しかし、先進国が取る民主主義体制そのものにも多様性が見られ、一国内でも時に社会的合意形成の失敗により、暴動や争乱のような事態すら生じることがある。民主主義が未成熟な新興国、途上国、市場経済体制を指向しながらも政治的には非民主的体制をとる国、警察国家的色彩を強くもつ国々が、現に存在しているという事実を視野に納めれば、多国籍企業の直面する社会の多様性は増すばかりである。

上記のような条件下で、多国籍企業はどのレベルで法令遵守が求められるのであろうか。多国籍企業が、投資先において当該国の法令を守ることは、フリードマンも認める最低限のところだとしても、そうした法令は必ずしも当該社会の総意となりえていない、それ以下ということもありうる。時に、受入国政府は、FDI 誘致のために、より緩やかな労働条件、環境基準、低い税率などを設定する場合もありえよう（UNCATD、1999）。近隣諸国との FDI 誘致競争を繰り広げる中であれば、なおさらである。確かに、国内政治制度の堅固さは、FDI を呼び込むうえで重要な条件の 1 つではあるが、すべてではない。時に、汚職や賄賂のような問題を抱える国であっても、他の条件でそうした問題を補うような立地上の優位性があれば、企業は FDI に踏み切ることもある。他方、受入国の法令を守っても、本国において否定的な評価を受け、不買運動や批判の対象とされることもありうる。情報化の進展の中、特に、消費財産業においては、このようなことが多く生じている。そして、このことは中長期的に見て企業利潤を掘り崩すことになる危険性をもつ。その意味では、フリードマン流の立場ですら、受入国の法令以上の行動をとることが、利潤最大化に寄与するという意味で肯定される。

（４） 課題その 3——経営者の役割

多国籍企業は、強大さゆえに倫理的行動を求められ、多国籍性ゆえに多様な社会と直面しなければならぬが、その意思決定は、フリードマン、フリーマ

ン両者がともに認めているように、経営陣の役割となる。しかし、たとえフリーマン流にステイクホルダーの利害を調整し、「規範の核」を構成し、それに基づく経営実践を能動的に図ろうとしても、大きな課題に直面せざるをえない。多国籍企業はその特質故に、本社の経営陣が一元的に倫理の実践に関する意思決定を行うことは、不可能かつ不適切だからである。多国籍企業の本社と子会社が存在する国々において、企業に対する社会的期待やその優先順位が異なっている。多国籍企業の実態を確認した際、その本国は圧倒的に先進国であることを指摘したが、このことは本社の経営陣の意識や意思決定に先進国寄りの偏りがかかる可能性を示唆する。先進国と途上国では、基準、規制に相違があり、前者におけるほうが後者よりも一般的に高く、厳しい。しかし、いたずらに前者のレベルのものを追求、強制することになれば、投資先の変更や縮小、撤退を引き起こすことになろう。FDIに「成長のエンジン」としての役割を期待している途上国にとって、これは必ずしも望むところではなかろう。

先のような問題への対処策として、UNCTADは「補完性原理」の援用を提案している（UNCTAD、1994）。補完性原理とは、EUにおける意思決定の原則として特に有名ではあるが、その内容を簡潔に述べれば、意思決定の階層構造において、その影響を最も受け、かつ、他への波及効果が少ない場合には、その権限はできるだけ下層に委ねられるべきである、というものである（ペルクマンス、2004）。この原則を多国籍企業に適用すれば、その本社経営陣は、自社の倫理的規範の大枠、例えば、「企業行動要領」のようなものを定め、本社を含むグループ全体でその実践をチェックするにとどまるべきである。そして、より具体的な実践内容に関しては、各子会社レベルの経営陣の裁量に委ねられることになる。例えば、従業員教育を従来より積極的に行うという方針は本社で決めるにしても、どのレベルの従業員に、どの程度、どのくらいの期間で行うのか、ということは、子会社に任せるという場合を想起すればよかろう。これは何も新しいことではなく、通常の日常業務内容と同様に倫理問題も扱われるべきである、ということである。

（５） 課題その４——内部組織における配分

補完性原理によって多国籍企業が直面する社会の多様性に対処するにしても、このことは同時に当該企業の内部組織における権限配分や倫理的経営実践のための内部資源配分問題を伴うものである。企業の倫理的経営がコストを伴わないものであるなら問題は生じないであろうが、現実には多種多様な形でコストを伴い、それゆえに、シェアホルダー・アプローチからの批判を浴びてきたのである。多国籍企業は、巨額の投資収益を国外であげ、本国にもたらしている。子会社の経営陣は、自国内における従業員の教育という形での還元で投資収益の再配分を要求するかもしれない。本国では、株主への配当、本国従業員の訓練、再教育等々にまわすことを主張するかもしれない。労働者の転職が活発な国では、そうでない国以上に教育訓練費用が大きくなるであろうが、その中長期的利益は教育訓練を受けた労働者が転職することによって掘り崩されてしまい、正当化やバランス調整が難しい。¹³⁾ このような状況に直面して、すべてのレベルの経営陣が納得しうる客観的な基準が存在しえないということを認識しなければならない。たとえば、事前に本社が決めたガイドラインがあり、それに従って決定がなされたとしても、それが今度は社会的に許容されるかといえば、必ずしも保証の限りではない。多国籍企業が直面する社会が多様であり、企業への期待もまた多様だからである。それゆえに、課題は単一の理想形を追求することではなく、ステークホルダー間の利害調整とそのための対話ということになる。つまり、企業が倫理的な実践を行う、若しくは、それを行わせるという目的とともに、それを実現させるための過程も重要なのである。この面では近年新しい動きが見られるようになってきている。節を改めて、この点を見ていくことにしよう。

4. CSR ブームとその課題

多国籍企業固有の倫理的課題と意義について見てきたが、近年これと関連するものとして企業の社会的責任、CSR が大きな注目を集めるようになってきた。そもそも CSR とは、「従業員、その家族、地域共同体と社会と共に彼らの

生活の質を改善するために、持続可能な経済発展に貢献する事業の取り組みである」(WBCSD, 2002, p.2)。つまり、CSRはシェアホルダー・アプローチではなく、ステークホルダー・アプローチに基づく企業倫理の考え方とほぼ同義であると言える。その意味ではCSRについて語るべきことは、前節で述べられている。しかしここで注目すべきことは、近年企業側がより積極的にCSRに関する活動をアピールするようになってきていることである。従来、企業は通常の営利事業活動を株主や投資家に知らせるものとしての決算報告書を公表しているが、これと並んで、CSR報告書が公表され、メディア等もCSRランキングを行うようになってきており、これは前節の最後に指摘した「社会契約」当事者間の対話の一形態である。そこで本節では、この問題について考えていくこととする。

(1) CSRの歴史的背景

UNCTADはすでに、その『世界投資報告書』の1994年版(UNCTAD, 1994)において、1章を設けてCSRについて論じている。そこでは、ジェネラル・ミルズ社やトヨタ自動車、その他の企業の「企業行動綱領」の一部が引用、紹介されている。その中には、キャタピラー社(1974)、S. C. ジョンソン & サン社(1976)のように、すでに1970年代からこの問題について自社の方針を表明しているものもある。その意味で、実際の多国籍企業にとっては、企業倫理なり、CSRなりは、30年以上の歴史を持つものと言える。このような歴史を背景として現在のCSRブームがあり、その一環として企業自身によるCSR報告書の公表やメディアによるCSRランキングという形での形式化が、現在進みつつある。¹⁴⁾ それは大きく言って、多国籍企業を巡る環境要因の変化と多国籍企業自身の内発的要請によるものである。

(2) 多国籍企業のCSRへの取り組み

多国籍企業を取り巻く環境要因は、1990年代に大きく変化した。1990年を前後して、ソ連を中心とする社会主義計画経済体制が崩壊し、雪崩をうつように市場経済の導入が至る所で図られるようになると、資本主義体制に対する大

きな期待や楽観主義が支配的となった。しかし、FDIを含むグローバル化と情報化が1990年代を特徴付けるキーワードとなる中、アンチ・グローバリズム運動が高まりを見せるようになった。WTOのシアトル会議の失敗、2001年9月11日の同時多発テロ、そして、エンロン、ワールドコム、パルマラット、カネボウなどの粉飾決算といった企業不祥事により、資本主義体制の正当性が疑いの目をもって見られるようになってきた。環境問題への関心の高まりとそれに応じたりオ・デ・ジャネイロ、京都における環境サミットの開催は、しかしながら、アメリカ合衆国の京都議定書からの脱退によって冷や水を浴びせられることとなった。このような時代背景を受けて、CSRを求める声がNGOなどの市民団体から声高に聞かれるようになった。そして、情報通信技術の進歩は、そうした圧力の高まりをより強固に、そして、迅速なものにした。近年、企業がCSR報告書などを積極的に発表するようになったのは、こうした外的環境、社会的圧力への対応という側面がある。

他方、多国籍企業の側からのより自発的、内生的要因もある。一つには、先に見た社会的圧力の高まりに対して、CSRという自発的対応をアピールすることを通じて、多国籍企業にとってより厳しい法や規制の導入を予防するという狙いがある。法律、規制というものは、多国籍企業以外の利害も反映し、しかも、それが強制力や罰則を伴うため、それへの対応は往々にしてコスト増をもたらし、経営上の柔軟性を損なう。それに対して、CSRは自発的、自主的なものであるため、企業側の選択の幅や柔軟性がより大きい。しかもその際に、法・規制の制定が場合によってはかなりの時間を要することからも、技術進歩の早い現代においては、CSRの機動性を謳うことによって正統性が高められる。つまり、CSRへの積極的対応は、自らの経営上の自由度を事前に守ることに動機付けられてもいるのである¹⁵⁾。

CSRに積極的な企業ほど一般的に株価が高い傾向にあるといわれることに示されるように、より積極的に経営戦略上の位置付けが与えられたことも、CSR対応が活発化してきたことの一因である(Davis, 2005)。先にも触れたように、最低限の基準、規制以上のものを追求、達成することを通じて、他社に対する競争上の優位性を確保したり、未だ見出されていない需要の発掘を可

能にしたりすることがありうる。例えば、排ガス規制への対応策の1つとして生み出されたハイブリッド自動車が、環境に優しい企業というイメージをもたらし、需要を喚起した例などがこれにあたる。また、CSRの1つとして従業員への配慮は、労働意欲や生産性の向上に一役買うだけでなく、そのことをCSR報告書等で広く社会に知らしめることで、より質の高い労働力の確保が可能になる。少子高齢化問題に直面する多くの先進国で、転職率の高い国で、そして、多国籍企業が外国の企業であるが故に否定的なイメージを受ける受入国で、従業員向けCSRのアピールは大きな利益をもたらすものと期待されている。CSRがもつこのような側面への認識やコンサルタント会社の提言などを受け、近年その取り組み姿勢が活発化してきたのである。そうした中には、従来からすでに行っていたことを新たにCSRとして括り直し、その報告書を公表するようになったところもある。

(3) トリプルボトム・ライン

CSR報告書の公表は、企業自らが主導しながらステークホルダーとの対話を図ろうとする姿勢の現われでもあるが、そこには固有の課題もある。1つは、決算報告書と異なり、CSR報告書はその内容ゆえに、非常に大きな多様性を含むこととなり、比較可能性が制限されるということである。企業の利潤をあらわす項目が帳簿の最下段にくることから、それはしばしば「ボトムライン」と呼ばれる。決算報告書で問題となるのは、この利潤のプラス・マイナスとその多寡であるため、「シングル・ボトムライン」といわれる。これに対して、CSR報告書では少なくとも利潤、環境、社会の3つが問題とされ、「トリプル・ボトムライン」と表現される。確かに、会計基準の国際的相違から企業利潤の国際比較には一定の難しさはあるが、「トリプル・ボトムライン」の他の二項目の間の比較の難しさはそれをはるかに凌ぐものであり、各企業のCSRをトータルに比較することには大きな制約がある。また、たとえ同一項目の比較であっても、産業特性によってその意義は大きく異なってくることもある。

環境問題への取り組みに関するCSRを例に取り上げて、比較のむずかしさ

を考えてみよう。例えば、途上国において多国籍企業の化学製品工場がかなりのコストを投入して、本国でと同様の最先端の汚染防止装置を導入した場合、この企業は環境に配慮した経営を実践していると評価されよう。他方、国際的なホテル・チェーンを展開する企業が、ボディソープやシャンプーといった入浴関連品を使い切りタイプのものからリユース可能なボトルタイプのものに切り替えた場合、やはり環境に気を配った経営を進めていると評価できよう。しかし、この両者のCSRを同等に扱うことには無理があろう。このようにCSRの比較は決算報告書の比較以上に大きな困難に直面することになり、そのことを反映して、メディアや国際機関が発表しているCSRランキングには大きな違いが見られるのである。(表8-6)

表8-6 CSRランキング

	日本国内ランキング (2005年)			グローバルランキング (2004年)	
	日経ビジネス (2005)	東洋経済 (2006)	ニュースウィーク (2005)	UNEP (2004)	ニュースウィーク (2004)
1位	シャープ	松下電器産業	キャノン	Co-operative Financial Services (英)	GlaxoSmithKline (英)
2位	デンソー	ソニー	リコー	Novo Nordisk (デンマーク)	AstraZeneca (英)
3位	富士写真フィルム	リコー	シャープ	British Petroleum (英)	Statoil (ノルウェー)
4位	日立化成工業	東京ガス	エーザイ	British American Tobacco (英)	BHP Billiton (英)
5位	凸版印刷	セイコーエプソン	花王	BT Group (英)	Nokia (フィンランド)

(4) 互惠性問題

CSR報告書が比較困難性という問題を抱えているにしても、それは企業側からステークホルダーへの能動的働きかけであることに違いはない。その場合、ボウイ(ボウイ、2005)がいう道徳的關係における「**互惠性の原理**」を承認するならば、従来の議論で見逃されていた点がさらに浮かび上がってくる。

非倫理的企業に対する不買運動は、しばしば大きなニュースとして伝えられ、我々もよく知るところであるだけでなく、場合によってはそうした運動に参加することもある。しかし、倫理的企業に対しての好買運動といったものは、ついぞ聞いたことがない。確かに、互惠性を常に社会的に組織化する必要はなく、例えば、従業員に配慮する企業における労働者の勤労意欲の向上は、無意識的な互惠性の実践であろう。しかし、倫理を1つの「社会契約」と考えるステークホルダー・アプローチに従うならば、ステークホルダーの側からの義務の果たし方は、今後考慮すべき事項ということになる。その際、多国籍企業が他国で果たした倫理的責務に対しては、一体誰が反応すべきであろうか？当該多国籍企業の本国のステークホルダーが対応すべきなのか、それとも当該国の関係者のみでよいのか、その答えは決して簡単に与えられるものではない。

CSRは1つのブームとなっているが、それは無制限な市場経済の広がりへの反省、並びに、CSRの取り組みがもたらす利益を踏まえてのものである。しかしながら、その比較考量は非常に困難である。同時に、企業側がCSRという形で自らの倫理的実践を図り、社会に向かってアピールするとき、ステークホルダー側の義務についても考える時に来ているのである。

むすびにかえて

現代の世界経済における多国籍企業の重要性は、ますます大きくなってきている。多様な立地条件下において自らの所有優位性を内部組織で活用しながら、利潤極大化を図る多国籍企業は、かつてのような否定的なイメージのみでは語ることができなくなってきており、むしろより積極的にその誘致を図る政府が増えてきている。しかし、それが少数の巨大な企業であるがゆえに、倫理的な責務が求められるようにもなっている。確かに、企業倫理なり、CSRなりに関しては、シェアホルダー・アプローチとステークホルダー・アプローチという相互に対立する考え方がある。たとえステークホルダーに対する配慮を企業の行動基準として設けることを主張し、企業倫理を積極的に肯定する後者の立場に立とうとも、そこには多くの論点がある。多国籍企業のように国境

- を越えて事業を展開する特異な企業にとっては、通常の企業の倫理を巡る課題のみならず、多国籍であるが故の課題に直面することになる。すなわち、多国籍企業が向かい合う社会そのものが多様性を内包していること、それゆえに意思決定権限の特異な配分を行うこととそれに伴う内部資源配分問題がそれである。加えて、近年より戦略的に倫理的実践を行い、それを社会にアピールするための CSR 報告書の公表が活発化してきているが、その比較困難性が克服されねばならない。最後に、「互恵性の原理」に立てば、ステークホルダー側での責任の果たし方も考慮しなければならない課題であることが指摘された。多国籍企業の倫理という社会契約は、一般市民を含む契約当事者双方の努力を求めるものでもある。

注

- 1) グローバリゼーションを巡る文献は多くのものがあるが、例えば、スティグリッツ (2002, 2006)、バグワティ (2005)、アダ (2006) などを参照。
- 2) 多国籍企業が引き起こした多くの問題などについては、ターナー (1971)、佐々木 (1986)、Hood & Young (1979) などを参照。
- 3) 事例紹介も含む近年の CSR 関連文献としては、例えば、日本規格協会 (2004)、OECD (2004) などを参照。
- 4) ここに挙げた以外にも、企業の国際的な事業活動には、国際的提携やアウトソーシングなどもあるが、本章では取り上げない。国際ビジネスに関する包括的な紹介入門書としては、例えば、バックレー&ブルーク (1993) を参照。
- 5) 本節でのデータは、主に、UNCTAD のホームページ (<http://www.unctad.org>) 上のデータベースから収集整理したものである。
- 6) このことは勿論、低賃金労働獲得を目指した FDI が無いと言っているわけではない。それが必ずしも支配的要因ではないということである。
- 7) FDI のサービス産業シフトなり、サービス関連企業の多国籍化については、例えば、UNCTAD (2004)、関下・板木・中川 (2006) を参照。なお、本章では詳しく分析する余裕はないが、このような傾向が同時に 1990 年代以降の FDI が主に新規投資よりは、M&A に傾斜したものであることの背景にある。
- 8) 多国籍企業に関する理論的関心事項としては、ここに挙げた 2 つのもの以外にも多くあるが、紙幅の関係もあり、本章では取り上げない。例えば、参入方法、経営管理方法、組織論、FDI の動態などがある。バックレー&ブルーク (1993) を参照。
- 9) 例えば、IBM は日本に子会社を設立する際に、当時の通商産業省の指導によりコン

ピュータ関連の特許を日本企業に公開した。それを基礎にして、その後の日本におけるコンピュータ産業の興隆が見られたのである。

- 10) 近年、この取引費用の概念を使い、企業以外の経済事象、例えば、制度、経済史、経済発展などの説明を試みる流れもある。その代表的な例として、例えば、ノース（1989、1994）を参照。
- 11) 企業倫理に関しては、主にビーチャム&ボウイ（2005）を参考にした。ここで取り上げるフリードマン、フリーマンの論稿以外にも有益な論文がまとめられており、参考にされたい。
- 12) 現実には、多国籍企業が自らの支配的な地位を強化するためのロビー活動を行っており、バグワティのようなグローバリゼーション擁護者ですら、この点は強く批判している。バグワティ（2005）、特に、12章を参照。
- 13) 例えば、Elger & Smith（2005）は、在英日系企業における労務管理上の諸問題を詳細に紹介、検討している。
- 14) 例えば、『ニュースウィーク』、『週刊東洋経済』、『日経ビジネス』などの雑誌のみならず、国連（UNEP, 2004）も CSR ランキングを発表するようになってきている。
- 15) このような考え方は、例えば、日本経団連などに典型的に示されている。日本経団連「企業の社会的責任（CSR）推進にあたっての基本的考え方」（2004年2月17日）（<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/017.html>）を参照。

参考文献

（邦語文献）

- 岩井克人（2003）『会社はこれからどうなるのか』平凡社
- 佐々木健（1986）『日本型多国籍企業、貿易摩擦から投資摩擦へ』有斐閣
- 佐々木隆生（1994）『国際資本移動の政治経済学』藤原書店
- 静岡経済研究所（2006）『CSRで元気の出る経営を！アンケートで見た静岡県内企業のCSRへの取組みの現状』（未公表資料）
- 関下稔・板木雅彦・中川涼司（編）『サービス多国籍企業とアジア経済、21世紀の推進軸』ナカニシヤ出版
- 東洋経済（2006）「CSR：従業員重視の経営」『週刊東洋経済』2006年1月8日号、100-117頁
- ドーア、ロナルド（2006）『誰のための会社にするか』岩波書店
- 日経ビジネス（2005）「特集：CSRで会社を守れ、CSR2005 ランキング」『日経ビジネス』2005年8月22日号 26-48頁
- 日本規格協会（編）（2004）『CSR、企業の社会的責任、事例による企業活動最前線』日本規格協会

- ニュースウィーク (2004) 「世界企業ランキング、Global 500、2004」『ニュースウィーク』
2005年6月2日、38-83頁
- ニュースウィーク (2005) 「世界企業ランキング、Global 500、2005」『ニュースウィーク』
2005年6月15日号、34-75頁
- 林尚毅 (2006) 「多国籍企業の社会的責任」奥村皓一・夏目啓二・上田慧編著『テキスト多国籍企業論』ミネルヴァ書房

(邦訳文献)

- アダ、ジャック (2006) 『経済のグローバル化とは何か』(清水耕一・坂口明義訳) ナカニシヤ出版 (Adda, Jacques (2004) *La mondialisation de l'économie; 1 Genese, 6e, La mondialisation de l'économie; 1 Problemes, 6e, France: La Decouverte*)
- ビーチャム、トム L. & ボウイ、ノーマン E. (2005) 『企業倫理学 1、倫理的原理と企業の社会的責任』(加藤尚武監訳) 晃洋書房 (Beauchamp, Tom L. & Bowie, Norman E. (1993) *Ethical Theory and Business, 5th ed. USA: Prentice-Hall*)
- バグワティ、ジャグディッシュ (2005) 『グローバリゼーションを擁護する』(鈴木主税・桜井緑美子訳) 日本経済新聞社 (Bhagwati, Jagdish (2004) *In Defence of Globalization, Oxford: Oxford University Press*)
- ボウイ、ノーマン E. (2005) 「企業の社会的責任の新たな方向」ビーチャム & ボウイ (2005) 所収、152-172頁
- バックレー、P. J. & ブルーク、M. Z. (編) (1993) 『国際ビジネス研究、総論』(江夏健一訳) 文眞堂 (Buckley, Peter J. & Brooke, Michael Z. (eds.) *International Business Studies, An Overview, Oxford: Basil Blackwell*)
- バックレイ、P. J. & カソン、M. (1993) 『多国籍企業の将来、第2版』(清水隆雄訳) 文眞堂 (Buckley, Peter J. & Casson, Mark (1991) *The Future of the Multinational Enterprise, 2nd ed., London: Macmillan*)
- コース、ロナルド H. (1992) 『企業・市場・法』(宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳) 東洋経済新報社 (Coase, Ronald H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law, Illinois: University of Chicago*)
- フリードマン、ミルトン (2005) 「ビジネスの社会的責任とはその利潤を増やすことである」ビーチャム&ボウイ (2005) 所収、83-101頁
- フリーマン、R. エドワード (2005) 「現代企業のステイクホルダー理論」ビーチャム&ボウイ (2005) 所収、102-117頁
- ハイマー、スティーブン (1979) 『多国籍企業論』(宮崎義一編訳) 岩波書店 (Hymer, Stephen (1976) *The International Operations of National Firms and Other Essays, Massachusetts, CA: MIT Press*)
- キンドルバーガー、チャールズ (1972) 『国際化経済の論理』(小沼敏監訳) ペリカン社

- (Kindleberger, Charles P. (1969) *American Business Abroad; Six Lectures on Direct Investment*, USA: Yale University Press)
- ノース、ダグラス (1989) 『文明視の経済学、財産権・国家・イデオロギー』(中島正人訳) 春秋社 (North, Douglass C. (1981) *Structure and Change in Economic History*, USA: W.W. Norton)
- ノース、ダグラス (1994) 『制度・制度変化・経済成果』(松下公視訳) 晃洋書房 (North, Douglass C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press)
- 経済協力開発機構 (OECD) (2004) 『企業の社会的責任、OECD加盟国の理念と現状』(今井正太訳) 技術経済研究所 (OECD (2001) *Corporate Social Responsibility, Partners for Progress*, Paris: OECD)
- ペルクマンズ、ジャック (2004) 『EU 経済統合』(田中素香全訳) 文眞堂 (Pelkmans, Jacques (2001) *European Integration, Methods and Economic Analysis, 2nd ed.*, Harlow: Pearson Education)
- スティグリッツ、ジョセフ E. (2002) 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』(鈴木主税訳) 徳間書店 (Stiglitz, Joseph E. (2002) *Globalization and its Discontents*, USA: W. W. Norton & Company)
- スティグリッツ、ジョセフ E. (2006) 『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』(榎井浩一訳) 徳間書店 (Stiglitz, Joseph E. (2006) *Making Globalization Work*, USA: W. W. Norton & Company)
- ターナー、ルイス (1971) 『見えざる帝国、多国籍企業とナショナリズム』(小沼敏訳) 日本経済新聞社 (Turner, Louis. (1970) *Invisible Empires, Multinational Companies and the Modern World*, UK)

(英語文献)

- Ando, Ken-ichi (2007) 'Regionalisation in Europe, A Theoretical and Empirical Examination', *ISS Research Series*, forthcoming, Institute of Social Science, University of Tokyo
- Davies, Robert (2003) 'The Business Community: Social Responsibility and Corporate Values', in Dunning, John H. *Making Globalisation Good, The Moral Challenges of Global Capitalism*, Oxford: Oxford University Press
- Davis, Ian (2005) 'What is the Business of Business? By Building Social Issue into Strategy, Big Companies Can Recast the Debate about their Role in Society', in *The McKinsey Quarterly*, 2005, no.3
- Dunning, John H. (1988) *Explaining International Production*, London: Urwin Hyman

- Dunning, John H. (1992) *Multinational Enterprises and the Global Economy*, Wokingham: Addison-Wesley
- Dunning, John H. (1998) 'Location and the Multinational Enterprise: A Neglected Factor?' *Journal of International Business Studies*, 29(1), pp.45-66.
- Elgar, Tony & Smith, Chris (2005) *Assembling Work, Remaking Factory Regimes in Japanese Multinationals in Britain*, Oxford: Oxford University Press
- Hood, Neil. & Young, Stephen (1979) *The Economics of Multinational Enterprise*, London: Longman
- Jones, Geoffrey (2005) *Multinationals and Global Capitalism, from the Nineteenth to Twenty-first Century*, Oxford: Oxford University Press
- Kogut, Bruce (1983) 'Foreign Direct Investment as a Sequential Process', in Kindleberger, C.P. & Andretsch, D. (eds.) *The Multinational Corporation in the 1980s*, Cambridge, MA: MIT Press, pp.38-56.
- United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) (1994) *World Investment Report, 1994, Transnational Corporations, Employment and the Workplace*, New York: United Nations
- UNCTAD (1999) *World Investment Report, 1999, Foreign Direct Investment and the Challenge of Development*, New York: United Nations
- UNCTAD (2004) *World Investment Report, 2004, The Shift toward Services*, New York: United Nations
- UNCTAD (2005) *World Investment Report, 2005, Transnational Corporations and the Internationalization of R&D*, New York: United Nations
- United Nations Environment Programme (UNEP) (2004) *The Global Reporters 2004 Survey of Corporate Sustainability Reporting, Risk & Opportunity, Best Practice in Non-financial Reporting*, New York: United Nations.
- World Business Council for Sustainable Development (WBCSD) (2002) *Corporate Social Responsibility, The WBCSD's Journey*, Geneva: WBCSD